

第18期 第16回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和6年12月20日(金) 午後4時31分～午後5時07分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階 第3会議室

3. 出席農業委員 (8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 比嘉 友明 委員 4番 比嘉 強 委員 5番 金城 朝之 委員

6番 上里 さゆり 委員 7番 金城 敏満 委員 8番 金城 道夫 委員

4. 欠席農業委員 (0 名)

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 金城 阿希乃 委員 ・ 金城 光俊 委員

西部地区: 瀬長 輝男 委員 ・ 高安 昌俊 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖

主任主事: 長嶺 文斗 主任主事: 南 叶子

7. 議事録署名委員

4番 比嘉 強 委員 ・ 5番 金城 朝之 委員

8. 付議すべき案件

報告第 90 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 91 号 農地法許可の取消し願いについて

報告第 92 号 現況証明願について

報告第 93 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第 94 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第 95 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第	52	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	53	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	54	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第	55	号	非農地証明願について

9. 会議の内容

議長	皆さん、こんにちは。ただいまから第 18 期豊見城市農業委員会第 16 回総会を開催いたします。 (午後 4 時 31 分) 開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日 1 日限りいたします。 本日の出席委員は 8 名中 8 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立します。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 4 番委員の比嘉強委員と第 5 番委員の金城朝之委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び南主任主事を指名します。 これより報告案件に入ります。初めに、報告第 90 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 2 ページをお開きください。報告第 90 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、10 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 90 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 91 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 4 ページをお開きください。報告第 91 号「農地法許可申請の取消し願いについて」、1 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 91 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 92 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。報告第 92 号「現況証明願に

	ついて」、2 件ございました。内容を確認のうえ、証明を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 92 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 93 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 8 ページをお開きください。報告第 93 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	報告第 93 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 94 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 10 ページをお開きください。報告第 94 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」、2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 94 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 95 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 11 ページから 12 ページをお開きください。 報告第 95 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は、1 件ございました。 内容を確認のうえ、通知書を受理しましたので、報告いたします。 以上です。
議長	ただいまの報告第 95 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、議案審議に入ります。議案第 52 号について審議します。「農地法第 3 条

事務局

の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いいたします。では、事務局の説明をお願いいたします。

それでは議案第 52 号について説明いたします。議案書の 13 ページから 20 ページとなります。では、議案書の 14 ページをお開き下さい。

議案第 52 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、3 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 16 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字翁長 449-1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

ここで、補足の説明がございました。

賃借期間 1 年との点について、短期間であったため譲受人に確認したところ、「譲渡人、譲受人双方で決めた期間・オクラを栽培する予定であり、オクラは連作ができないため、次年度用として 1 年賃借できれば十分」とのことで、1 年となっております。

整理番号 2 番につきまして、議案書の 18 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字饒波 850-1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

ここで、補足の説明がございました。

申請地が袋地のため進入路が必要な点について、譲受人に確認したところ、申請地手前の畑「字饒波 851-1」所有者から通行について承諾を得ているとのことで、その旨が確認できる書面の提出がありましたので、申請地への進入路は確保できております。

整理番号 3 番につきまして、議案書の 20 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字名嘉地 330-2 及び 330-3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

なお、今回の申請にあたって、新規に許可申請する農地及び、すでに耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査結果について、瀬長輝男委員 から報告をお願いします。

瀬長推進委員

それでは、令和 6 年 12 月 12 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番から 3 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の

	事業を行うことを確認しました。以上です。
議長	事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。 議案第 52 号については、1 件ずつ審議します。 初めに整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、許可することに決定しました。 次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 2 番については、許可することに決定しました。 次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 (8 番委員挙手)
議長	はい。金城委員。
8 番委員	これ所有権移転なんです、譲受人が会社員ということですが、農業従事は可能なのでしょうか。
事務局	資料の 14 ページをご確認ください。こちらの摘要欄で世帯員が主に農業従事するということで、農作業従事日数の要件を満たしております。

8 番委員	会社員でも兼業で申請することが可能ということでよいか。
事務局	可能です。
議長	他に質疑のある方は、いらっしゃいますか。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 3 番については、許可することに決定しました。 次に、議案第 53 号について審議します。議案第 53 号については、農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員の報告もお願いしたいと思います。では、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書の 22 ページをお開きください。議案第 53 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、5 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして 23 ページから 26 ページになっております。ご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 498-4。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。 申請地は平成 5 年に業者に土地を貸していたとの事で一部コンクリート敷きとなっております。始末書を受領しております。農地の区分は 3 種農地と判断しております。 整理番号 2 番につきまして 27 ページから 29 ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字与根 157-1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。 整理番号 3 番につきまして 30 ページから 32 ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字名嘉地 177-1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。申請地は公共事業に伴う一時転用により、令和 6 年 4 月 30 日まで現場事務所および資材置場として利用されており、砂利敷きとなっております。

た。農地の区分は3種農地と判断しております。

整理番号4番につきまして33ページから36ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字瀬長68-9、68-11、68-21。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は3種農地と判断しております。

整理番号5番につきまして37ページから39ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字饒波279-7、279-5。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は3種農地と判断しております。

現地の調査結果については金城朝之委員から報告をお願いします。

5番委員

それでは、令和6年12月16日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号1と3について、事務局の説明の通り、1は既にコンクリート敷き、3は砂利敷きとなっております。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。

整理番号2と5について、現場は雑草が繁茂しており、整理番号4については、管理はされていましたが作付けはなく、3件ともに遊休状態となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。説明は以上です。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。議案第53号について審議します。

初めに整理番号1番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号1番については、農地法第4条第6項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号1番については許可することに決定しました。

次に、整理番号2番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

(3 番委員挙手)

議長 はい。比嘉委員。

3 番委員 農家住宅とは何ですか。

事務局 農家の方の住宅になります。
農家住宅の場合、都市計画法の要件をみたしていれば、開発許可が不要になってきます。

3 番委員 言い方として一般住宅でも良くないか。

事務局 都計法上の言い方となっています。
一般の住宅が建てられなかったり、許可が下りないところでも農家住宅、分家であれば許可が下りたりします。

3 番委員 分かりました。

(8 番委員挙手)

議長 金城委員。

8 番委員 3 種農地となっているが、判断は高速道路出入口から。

事務局 高速道路から 300m 以内の農地になります。

8 番委員 ここはもともと、土地改良事業をして農振農用地、1 種農地になっている。

	高速道路は後からできているが、高速インターができたらずぐ3種農地になるのか。
事務局	1種農地でも3種農地の要件を満たしていれば、3種農地になります。
8番委員	畑目的で補助事業入れて整備しているのに、すぐに除外っていうのはできないと思う。40年くらい経っている。昭和50年時点で土地改良しているから。何十年経てばできますという、判断基準みたいなのはあるのか。ここは農振農用地残ってますよね。
事務局	はい。隣と上も農振農用地となっています。
8番委員	300m以内だと全部許可できるのか。
事務局	農振農用地から除外することができれば可能ですね。
8番委員	ここは端の方だから外れるってことね。
事務局	いつどののように除外の手続きがされたかはわかりません。
8番委員	除外済みだから転用ができると。
事務局	そういうことです。 農振農用地は絶対に畑しかできない土地になっていて、一種農地も原則不許可農地ですが要件を満たせば、家を建てることができたり、駐車場や資材置き場に転用できます。要件は厳しくなりますが。
8番委員	はい、わかりました。
議長	他に質疑のある方は、いらっしゃいますか。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号3番については、農地法第4条第6項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可することに決定しました。

次に、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番については許可することに決定しました。

次に、整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 5 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番については許可することに決定しました。

次に議案第 54 号について審議します。議案第 54 号については農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員の報告もお願いしたいと思います。では、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の 41 ページをお開きください。議案第 54 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして 42 ページから 45 ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字平良 465-1。転用目的は産業廃棄物一時保管場所。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。

廃棄物の保管場所とのことで、県及び本市の環境課に確認をしてもらい特に問題はないとの事でした。都市計画法に基づく規制もないとの事でした。廃棄物の許可証も確認しております。

	農地の区分は3種農地と判断しております。 現地の調査結果については金城朝之委員から報告をお願いします。
5番委員	それでは、令和6年12月16日に行いました現地調査の結果について報告します。 整理番号1番について、現場は雑草が繁茂しており、遊休状態となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。
議長	事務局及び農業委員の説明が終わりました。議案第54号について審議します。初めに、整理番号1番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 (8番委員挙手)
議長	はい。金城委員。
8番委員	産業廃棄物の許可もおりののか。
事務局	今すでに許可は得ています。今は別の土地を保管場所として利用しているが、その容量が超過しそうとのことで今回の申請になっています。
8番委員	産業廃棄物だから隣接地、環境に配慮するような塀を作るとか、そういう基準はあるのか。
事務局	防音等の柵は作らないといけないと思います。
8番委員	それはブロック等で空き缶、鉄くず、電化線とか種類によって作るかと思う。周りから見えないようにするとか産業廃棄物の許可おろすときに基準はあるのか。
事務局	確認はできていないが、既存の保管所では柵が設置されているので、おそらく設置しないといけないと考えます。
8番委員	やはり周りには配慮しないといけないのかと思います。 はい、わかりました。

議長	他に質疑のある方は、いらっしゃいますか。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号 1 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。 次に議案第 55 号について審議します。議案第 55 号については農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員からの報告もお願いします。では、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 55 号「非農地証明願いについて」は 47 ページから 51 ページをご確認ください。12 月 16 日に金城朝之委員、金城道夫委員、班長と私、長嶺の 4 名で現場を調査しております。 調査状況について、金城道夫委員の方からご説明よろしくをお願いします。
8 番委員	それでは、整理番号 1 番について説明します。 願い出のあった土地は豊見城市字翁長 345-1 で 2,585 m²、345-2 で 3,518 m²の 2 筆です。 土地の状況は、傾斜地になっており、里道も原野化し、中へ進入できず原野の様相となっております。隣地も原野となっております、状況からも農地への復元も困難であり、今後も農地への利用は困難と考えます。 このことから、願い出地は 51 ページ「非農地判断基準」の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えられます。
議長	議案第 55 号について委員の質疑を許します。 質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。 (8 番委員挙手)
議長	はい。金城委員。
8 番委員	確認があります。非農地証明は土地所有者じゃなくても、第三者が取れるんで

	すか。
事務局	はい。例えば、相続登記がされていない場合などがあります。
8 番委員	今回は相続人が出しているじゃないですか。
事務局	相続関係は事務局で確認しております。
8 番委員	相続前提で非農地証明を取れるのか。 第三者がこの土地を欲しい、買って開発したいといった時に裏付けとして取りに来た場合、取れるのですか。
事務局	相続人なら問題はないかと考えますが、業者であれば事務局でお断りすることになるかと思います。
8 番委員	確認して出すということになるのか。
事務局	戸籍等を提出してもらい確認しております。
8 番委員	はい、わかりました。
議長	他に質疑のある方は、いらっしゃいますか。 質疑なしと認めます。これより採決します。 議案第 55 号について、現地確認調査書のとおり、非農地証明は、証明相当とすることにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしとのことですので、議案第 55 号については、現地確認調査書のとおり、非農地証明は証明相当とすることに決定いたします。 以上をもちまして本日提案の議事日程は全て終了いたしました。 委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきありがとうございました。 これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和 6 年 12 月 20 日（金）

午後 5 時 07 分終了

議事録署名委員

議長

賴長 澄子

4 番委員

比嘉 強

5 番委員

金城 朝之